

委託料の支払に関する特約事項

(人件費の定義)

第1条 本特約事項及び別紙「雇用等に関する事項」における人件費は、賃金のほか、通勤手当（消費税抜き）、賞与、退職手当等乙が就業規則等の規定により労働者に対する支給が義務づけられているもの、社会保険料及び労働保険料の合計額（既雇用者人件費については、明確に本事業に関わる諸手当等がある場合を除き、賃金と社会保険料及び労働保険料の合計額）に1.08を乗じて得た額とする。

ただし、乙が消費税の課税事業者でないときは、委託料の精算における人件費の実績額は1.08を乗じない額とする。

(経費の流用)

第2条 「新規雇用者人件費」から、「その他の経費」への流用は認められない。

(経費内訳書の作成)

第3条 乙は、本事業に要した経費の実績額を明らかにするため、本契約書3に記載する経費の区分毎に内訳書を作成するものとする。

(委託料の精算)

第4条 甲は、「新規雇用者人件費」の実績額が本契約書3に記載する「新規雇用者人件費」の額に満たない場合は、その差額を契約金額から減額して支払うものとする。

2 前項の場合において、甲は、「その他の経費」の実績額が本契約書3に記載する「その他の経費」の額に満たない場合は、その差額も契約金額から減額して支払うものとする。

3 甲は、「新規雇用者人件費」の実績額が本契約書3に記載する「新規雇用者人件費」の額を満たす場合において、「新規雇用者人件費」の実績額と「その他の経費」の実績額とを合計した実績額が契約金額に満たないときは、その実績額を支払うものとする。

4 甲は、第1項から第3項に定める場合以外のときは、乙に契約金額を支払うものとする。

(収入の精算)

第5条 乙は、本委託業務の実施により発生した収入（以下「事業収入」という。）があるときは、甲に報告するものとする。

2 乙は、事業収入を、本委託業務の事業費（以下「事業費」という。）に充てることができる。

3 乙は、事業費に充てない事業収入があるときは、その額を甲に対し返還しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、次の要件を満たす場合には、事業収入の返還を要しないものとする。

(別添の「地域人づくり事業収入等報告書（雇用拡大プロセス）」を提出すること。)

(1) 委託契約期間終了後も自助努力により事業を継続していること。

(2) 委託契約期間終了日時点で本委託業務に従事している失業者のうち1/2以上（小数点以下は切り捨て。ただし、雇入れ失業者が1名の場合には、1名を必要とする。）の者を継続雇用していること。

5 甲は、前条の規定に関わらず、前2項により返還すべき事業収入がある場合は、前条によって支払う額から返還すべき額を差し引いた額を支払うものとする。

(概算払の精算)

第6条 前2条の規定により甲が乙に支払うべき額を確定した結果、この確定額と概算払いにより乙に支払った額に過不足額が生じたときは、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 過払額が生じた場合

ア 甲は、乙に対し当該過払額を返還させるものとする。

イ 乙は、アの返還を、甲が定めた期限内に甲に対して行わなければならない。

ウ 乙は、アの返還に際し、甲が定めた期限内に返還をしなかったときは、期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、年利2.9パーセントの割合により計算した延滞金を支払わなければならない。

(2) 不足額が生じた場合、甲は、乙に対しその不足額を支払うものとする。